

第80回定例研究会 9月21日(土) 於:県評会議室

中澤秀一氏「賃金と社会保障の関係～フランスが示唆するもの」

「最低生活」をどうやって実現するのか

中澤氏は、金澤氏の提起を紹介しながら次の5点を指摘しました。最低限の所得保障、人的・物的なサービス保障、公共的な生活基盤、公正なルールや雇用対策、平和な社会をめざした人権保障。

フランスの賃金

フランスでは最低賃金を、消費者物価指数、ブルーカラー労働者の基本時給の購買力、政府裁量の三つの要素を加味して、引き上げ額を決定しています。最低賃金の平均労働者に対する割合は、日本が28%に対しフランスは49.1%です。

フランスの社会保障

失業保険制度：保険料率は使用者負担が4.0%、労働者負担が2.4%です。50歳以上は上限が36ヶ月です。また一ヶ月に110時間を越えない就労を行なう場合は、賃金と失業手当の並行受給が認められています。

失業扶助制度：失業保険給付後に給付され、受給期間は6ヶ月ですが、更新可能です。

連帯制度：日本の生活保護に相当する、最低限の所得保障制度が9種類設けられています。

医療保障

国民の80%が加入している一般制度は、日本のような労使折半ではなく、使用者13.1%、被用者0.75%と、圧倒的に企業負担が大きくなっています。

子育て支援と教育

家族給付は、児童手当も含めて30種類存在します。高等教育で教育費に占める家計の割合は、日本が50.7%、フランスが9.6%です。

公共住宅

公営住宅は、日本は全戸数の4%、フランスは17%で20%を目標にしています。

第48回浜松支所所員会議：

9月20日(木)：西部地区労連

太田泰久氏「スズキの企業動向について (スズキの強さと弱さを考える)」

太田氏は、まず創業者一族と家系図の中で、鈴木修氏のワンマン経営と後継者問題を指摘しました。

次に労務対策について、非正規社員の増加や、サービス残業の問題を具体的な資料で説明しました。さらには、変形労働時間制による9時間労働、家族手当の廃止、7交代の食堂、ロッカーの廃止など、驚くような実態が報告されました。

労使関係については、鈴木修氏が「団結権・スト権を口に出すのは世も末だ」と述べているように、労働組合敵視であり、企業内組合は第二人事課的になっています。インド子会社マルチスズキで暴動が発生しても、何の反省もありません。

スズキの強さは、もうけ第一主義による人件費や経費の抑制で、労働者や下請に犠牲をかぶせる上に成り立っています。スズキの弱さは、独自技術や環境技術車の遅れ、労働者を人間扱いしない経営などです。

【今後の日程】

第81回定例研究会

10月19日(金)18:30～於：県評会議室

第49回浜松支所所員会議

10月25日(木)18:30～於：西部地区労連
浜松支所学習会

「労働時間に関する提言」

西村直樹氏(金属労働研究所室長)

11月3日(土)13:30～於：クリエート浜松

秋のセミナー

11月24日(土)13:30～於：県評会議室

*連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 コハラサウスサイドビル7F

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>